

特定非営利活動法人友愛サポート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人友愛サポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府向日市上植野町吉備寺8-8に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この特定非営利活動法人（以下「法人」という）は、営利を目的とせず障害者の就労を支援し、社会参加と自立の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため 次の事業を行う。

(1) 障害福祉サービス

(2) 余暇活動の支援

(3) 相談支援

(4) その他、第3条の目的を遂行するために必要と思われる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を正会員とし、それをもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第 11 条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及び、その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定款)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人～8 人
 - (2) 監事 1 人～2 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を常務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事会の意見を聞いた上で理事長が委嘱する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員において、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が、役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
 - 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は京都府知事に知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で、報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を、弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事業実施に必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画、及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告、及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他、運営に関すること

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、其の総会に於いて、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむ得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない

(議事録)

第 30 条 総会の議決については、次な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の表決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付助成金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て既存予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業終了後速やかに理事長が作成し監事の監査を受け総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上

の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて京都府知事の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 京都府知事による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、京都府知事の認証を得なければならない。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会に於いて正会員総数の 4 分の 3 以上議決を経、かつ京都府知事の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(広告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする

理 事 長	山科和喜子
常務 理事	大沢 馨
理 事	小西紀代子
理 事	大谷俊彦
理 事	山田順江
理 事	西山房江
理 事	八木弘行
理 事	中島 進
理 事	石橋千佳子
監 事	佐藤 昭

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の創立当初の事業計画及び収支決算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、正会員 1,000 円とする。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

この定款は平成 26 年 5 月 24 日から施行する。

この定款は定款変更認証日から施行する。